

厚生常任委員会

平成22年3月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	飯高 昭二	
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	植村 俊彦
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健 康 対 策 課 長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長

おはようございます。

全委員ご出席いただいておりますのでさっそく、厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

ありがとうございました。それでは、最初に本委員会の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

署名委員には、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件につきましては、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは初めに、1. 付議議案につきまして、（1）議案第2号、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を受けます。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、議案第2号、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

環境対策
課長

本議案につきましては、前回の委員会におきまして、考え方等をご説明させていただきましたので、議案書末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

環境対策課長 以上、簡単ではございますが、議案第2号斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
いかがでしょうか、何かございませんでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 この議案につきましてはこれでいいと思うんですけども、改正に伴ってあとは周知していただくということで。これに関連いたしまして昨年の12月に委員会として申し出いたしましたおむつの専用袋について、今どういうふうな状況で検討されているのか、お伺いしたいと思います。

環境対策課長 長浜市に視察に行かれた時に、おむつの専用袋の無料配布があったということで、委員会として検討するようというご意見をいただいたものであります。当町といたしましても、長浜市の資料は取り寄せましていろいろ検討しておるところですけれども、一番問題になるのは、そのおむつ専用袋に仮にルール違反で可燃ごみであるとか、他のごみを入れられた場合の対策についてどうするのかというのが非常にネックになっております。そういったことを現在検討して、平成22年度中には結論を出していきたいというふうに考えているところであります、以上です。

委員長 いろいろ環境対策課は、本当にいろいろな問題がたくさんございまして、そんな中であってバイオマスタウン構想もあります、今回の条例改正も検案事項であった事業系のごみということで、やっていただくというような状況にはなっているんですが、委員皆さんの方で何かお聞きになっておくことはもうございませんか。

すいません、そうしたら私ひとつだけ尋ねたいことがあるんですが。今回

の改正内容ではないんですけども、この条例の中に特定家電、家電リサイクル法が始まってから、特定家電の運搬も自治体の責務の中にちょっと入れられてしまったおかげで、この条例の中にあるわけなんですけどもね。実際のところ、この条例適用して、特定家電を運搬するという、実際の数ですね、そういうのあるんかどうかいというのはどうでしょうか。

環境対策課長 家電リサイクル法につきましては、まず、販売した家電業者にまず引き取りの義務がある、次に買い換えの場合はその買い換えする家電の電気屋さんが引き取りの義務がある、例えば買い換えでもない、あるいは近くに買った電気屋さんがなかった、廃業された場合のみ市町村に回収の義務があるということで、現在斑鳩町では粗大ごみの予約事務所で予約を受け付けて、回収をしています。ちょっと年間の個数につきましては、はっきりした個数が、今資料を持ち合わせておりませんので、ただ、回収をしていることは回収しております。

委員長 わかりました。なんでこういうことを聞くのかといいますと、私、前々からずっと心配しておりますテレビのデジタル化に向かってね、どういうことが町内で起こってくるかなという心配をしているものですからね。やはりこの特定家電についても実績が今どれぐらいあるのか、今後、テレビも高いですから買い換えるいっても、たくさんよう買い換えんとか、使わなくなったテレビをどうするかとか、そういう問題がまた今後出てくるのかなと、ちょっとその心配があったので、お尋ねしました。またちょっと実績についてはまたお聞かせいただきたいと思います。

他に委員皆さんの方で、質疑などはもうございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2. 継続審査についてです。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西本住民生活部長。

住民生活
部長

申し訳ございません。まず、この継続審査の審議に入る前に、お詫びを申し上げます。

去る3月8日の予算決算常任委員会におきまして、新年度予算のご審議をいただいている中で、環境対策課所管の、焼却灰の運搬業務委託についてご質問がございまして、平成21年度まで臨時職員を雇用して運搬していたこの業務が、平成22年度からは業務委託を行う旨をご説明申し上げましたところ、委員から、新しい事業は担当委員会で報告をするようになっている、厚生常任委員会で報告をしていないのでは、というご意見、ご指摘を賜りました。この焼却灰の運搬業務につきましては、平成21年度において臨時職員がなかなか見つからない事情もありまして、やむを得ず、新年度からは事業を委託に変えるということを考えましたところから、前回の事前の厚生常任委員会に報告を申し上げなければならないところでございしましたが、その報告が失念しておりました。

また、前回の委員会で、その他に地球に優しい生活推進協議会の発足につきましてご説明を申し上げましたが、そのことに関連いたしまして、その段階の平成22年度での主な活動事業であります、地球環境を考える自治体サミットに対しまして補助金を交付する予定をしており、その事業内容についてもご報告をしておりませんでした。本来ならば2月16日の厚生常任委員会でこれらのことをご報告申し上げ、事前にご理解を賜っておかなければならなかったところのございですが、ご報告が遅れましたことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。この後、担当課長から焼却灰の運搬業務委託、及び自治体サミッ

トのご説明も合わせまして、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明、ご報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。申し訳ございませんでした。

委員長 　ただ今、部長から報告が遅れたことについて報告していただきました。これについては委員皆様にご理解していただけますでしょうか。

（ 了 承 ）

委員長 　ありがとうございます。そうしましたら、継続審査案件につきましてのご報告を求めたいと思います。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 　それでは、継続審査案件のご説明に入らせていただきますが、その前のただ今、部長の方から説明がありました件につきまして、事業の内容をご説明をさせていただきます。

まず1点目、焼却灰の運搬業務委託についてであります。焼却処理の際、発生いたします焼却灰につきましては、平成10年度より大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立て処理を委託しておりますが、その運搬につきまして、平成14年度より臨時職員により運搬業務を行ってきたところであります。平成16年度より5年間従事していただいております臨時職員が、高齢により応募資格がなくなり、平成21年2月及び3月の2回にわたり、平成21年度の焼却灰運搬作業員の募集をいたしましたがいずれも応募がございませんでした。しかしながら、毎日、焼却灰は発生し、それを処分する必要はあることから、平成21年度におきましては、それまで、20年度まで従事をしていただいていた臨時職員を緊急的に雇用することで対応し、その間、ハローワーク等に登録し、継続して募集をいたしましたがいずれも応募がなかった状況であります。

このことから、平成22年度では、これまで臨時職員で対応していた焼却灰の運搬業務を委託により実施することとし、焼却灰収集運搬業務委託料として100万円を塵芥処理費で計上しておりますが、この件につきまし

て、厚生常任委員会への報告を失念しておりました。誠に申し訳ございませんでした。

次に、平成22年度に当町で開催されます「地球環境を考える自治体サミット」についてであります。地球環境を考える自治体サミットとは、自治体における主要課題である環境問題に積極的に取り組む自治体の首長自らが集い、相互に意見を交わし、情報交換を行うとともに、交流を通して連携し、地域からの地球環境保全活動を推進・発信する場とすることを目的に、平成16年11月に設立され、現在、北海道から九州まで27市町村が加盟をしているところであります。主な活動内容といたしましては、年1回のサミットと総会の開催、あるいは国への要望活動を行っており、最近では、平成20年度に環境大臣に対しまして、「家電リサイクル法の仕組みの見直しを求める要望書」を同サミット名で提出をしたところであります。

一方、前回の委員会でも少し触れさせていただきましたが、これまで「マイバッグ持参推進サポーター」としてレジ袋削減の活動をいただいております住民のみなさまの間で、今後は、組織として活動・行動し、さらに環境保全活動を展開していこうということから、平成22年2月24日に「地球にやさしい生活推進協議会」を発足されたところであります。

なお、平成22年度の地球環境を考える自治体サミットのテーマとして、「レジ袋削減と地球温暖化対策について」とすることで現在調整をしております。サミット運営の主管を、レジ袋削減を中心に活動されてきた実績のあります「地球にやさしい生活推進協議会」にお願いすることとしておりまして、活動補助金10万円に加え、サミット運営補助金100万円、計110万円を平成22年度予算に計上させていただいたところでありますが、当委員会に地球環境を考える自治体サミットの開催及びその運営主管等につきまして、ご報告を失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上、2点につきまして報告を失念しておりましたことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。大変ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、継続審査につきまして、前回の委員会でご指示がございましたISO14001定期審査の結果報告書につきまして、資料1-①に基づきまして、ご説明をさせていただきます。資料1-①では、「ISO14001審査所見報告書」となっております。これが、審査当日の終了会議におき

まして、審査員から提出される報告書で、この所見報告書をもとに、審査機関の判定委員会で合否等が判定されることとなります。その後、結果報告書というのが登録団体に制作機関から送付されますが、その判定結果報告書は、この資料の審査所見報告書の「所見」を「結果」に変え、所見報告書の1枚目のみが送付されますので、今回は、結果報告書ではなく、この審査所見報告書で説明をさせていただきたいというふうに思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、所見報告の内容につきまして、簡単にご説明申し上げます。

1枚目の所見報告書の上段には、組織の名称、住所、登録範囲、審査実施日や審査員の氏名等が記載され、中段から、結論や所見等が記載されております。この平成21年に受審した審査の結論では、当町のシステムは規格要求事項に適合し、有効に実施されていると判断し、認証の維持を推薦しますと記載され、以後で、それを裏付ける審査所見が記載をされております。

そして、この審査所見報告書は、裏面に続きまして、最後に、審査結果に合意したことを証する署名を審査員と環境マネジメントシステム実行部門の責任者であります環境管理責任者が行いまして、双方1部ずつ保有をするということになります。そして、2枚目以降で、審査結果の概要、所見の詳細について記載されております。

審査結果の概要では、マネジメントシステム評価として、規格の項番ごとにまず、適合が不適合か、そして適合の場合、それは向上しているのか、また維持しているのか。不適合の場合、比較的軽微な不適合Bなのか、重大な不適合である不適合Aなのか、レ点で表示をされます。この審査結果から、当町のマネジメントシステムは、すべて適合で、4項目について向上しているという評価でありました。そして、別紙コメントNOとして、4.5.1 監視及び測定でNO1、4.5.2 順守評価でNO2、4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置でNO3が表示されております。これは、システムとして機能はしているが、改善の余地があるという内容で、裏面にその内容が記載をされております。

また、別紙コメントNOには、同じく4.3.2 法的及びその他の要求事項で、NO①、4.4.2 力量、教育訓練及び自覚で、NO②、4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置で、NO③、4.5.5 内部監査でNO

④が記載されております。これにつきましては、審査員が診査をされて評価できる点ということで、3枚目以降にその内容が記載されているところであります。

次に、審査結果概要の下段の方で、パフォーマンス評価が記載されてます。向上、維持、低下の3段階で評価されます。まず、システムにつきましては、上のマネジメントシステム評価で、向上が4点ほどございましたので、この評価は向上という評価になります。そして、ISOで最も厳しいといいますが、重んじられる遵守評価であります。これは法律等を維持しているということで、維持の評価でありました。

そして、目的目標の達成状況で、ピックアップされました5アイテムについて評価をされまして、平成21年度では、3アイテムについて目標が達成される見通し、2アイテムが目標未達成の見通しということで、目標達成に多くのレ点が表示されておりますので、こちらも向上の評価で、総合評価でも当町のシステムは向上しているという評価をいただいたところであります。

そして、2枚目の裏面から審査所見の詳細ということで、先ほどご説明いたしました改善の余地がある点と、評価すべき点について、その内容が記載をされております。時間の都合もあり、内容の説明は割愛をさせていただきますが、この改善の余地につきましては、次回の審査の際、どのように改善されたのか、審査の対象となるものであります。

なお、ISOにつきましては、登録期間が3年で、登録期間1年目、2年目については、定期審査受審が義務づけられており、今年12月にも2年目の定期審査を受審する予定にしているところであります。

以上、簡単ではございますが、ISO14001定期審査の結果報告の説明とさせていただきます。

次に、前回の委員会以後の取り組み状況であります。

資料1-②でお示しをしております「斑鳩町レジ袋削減等に関する環境協定の締結について」、その概要が纏まりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、環境協定締結の目的であります。レジ袋削減には、ごみ問題や地球環境問題に目を向けるきっかけとして、最も身近でわかりやすい課題であ

りまして、今後、レジ袋削減の取り組みを事業者、住民、行政が一体となって取り組んでいくことが効果的であることから、町内事業者と住民、行政により環境協定を締結し、3者が共通認識のもと、取り組みを推進していくことを目的としております。次に、環境協定締結日ではありますが、現在、各店舗と日程につきまして最終の調整をしているところでありまして、現時点で締結日は決定しておりませんが、遅くとも4月中旬までには締結したいと考えているところであります。

次に、環境協定締結の事業所ではありますが、食品スーパーでは、まねき屋法隆寺店と合意に達しております。なお、町内には、ほかに万代法隆寺店、あるいは業務スーパー斑鳩店といった食品スーパーがございますが、今回、この2事業所につきましては、諸般の事情によりまして、締結の合意には至りませんでした。当町といたしましては、環境協定の趣旨等を十分に説明し、粘り強く交渉いたしましたが、会社の方針というものもありまして、今回の締結につきましては、断念せざるを得ないと判断したところであります。そういったことから、食品スーパーにつきましては、まねき屋法隆寺店の1店舗ということになります。

次に、コンビニエンスストア、いわゆるコンビニにつきまして、町内には6店舗ございますが、東公民館の北側でございますサンクス斑鳩興留店につきましては、フランチャイズ店ではなく、本部直営店であり、本部の方針で、そういった環境協定には締結しないということで、賛同が得られず、今回5店舗との環境協定の締結となります。そして、当町にはドラッグストアの大型店もございまして、お話をさせていただきまして、趣旨に賛同いただき、環境協定締結に同意いただいたところであります。

また、斑鳩町の商工会とも環境協定を締結し、小さな個人店舗でもレジ袋削減に向けた取り組みをしていただこうと考えているところでありまして、今回、7店舗と1団体との環境協定の締結となります。

なお、環境協定を締結する際の住民の署名につきましては、去る2月24日に発足いたしました地球にやさしい生活推進協議会の会長様にお願いする予定にしております。

次に、環境協定の内容でございますが、すべての事業所で同じ内容の環境協定が締結することが理想的ではありますが、やはりスーパーとコンビニで

は、客層も違いますし、営業形態も違います。そういったことから、今回、スーパー用、コンビニ・ドラッグストア用、商工会用の3種類の環境協定の内容となっているところであります。

まず、資料1枚目の裏面には、食品スーパー用の環境協定で、6項目の内容となっております。まず1点目で、マイバッグ持参率の目標値を掲げております。ちなみにまねき屋法隆寺店では、協議の結果マイバッグ持参率を50%以上にするというふうに目標を掲げられるところであります。そして、2点目につきましては、レジ袋削減にともなう費用の一部を環境保全活動資金として消費者に還元をすることを約束をしていただくものであります。そして、3点目につきましては、目標の達成状況の報告と公表について約束をしております。ここまでが事業所が約束する内容であります。次に、4点目につきましては、地球にやさしい生活推進協議会が約束する内容で、マイバッグ持参率向上のためのキャンペーンを実施し、店舗のレジ袋削減に関する取り組みの支援を約束するものであります。そして、5点目には行政が約束する内容で、斑鳩町は、住民に対して、レジ袋削減に関する啓発活動を行い、店舗の取り組みについて、効果的な広報等を行うことにより支援することを約束するものであります。そして、最後、6点目については、定めのない事項や疑義が生じた場合は、協議することを約束するもので、3社の連名で署名することとし、それぞれ1部を保有するものであります。

次に、コンビニ・ドラッグストア用であります。1から3の店舗の取り組み内容が、スーパー用とは異なります。1点目は、コンビニ・またはドラッグストアといった業種柄、削減目標を立てることは難しく、レジ袋削減に向けた声掛けの徹底を約束するという内容になります。そして、2点目として、食品スーパーでは、ほとんど設置をされておりますが、「レジ袋不要カード」、このカードをお店の買い物カゴに入れると、レジ袋不要の意思表示になるカードであります。そのカードの設置を約束されます。そして、3点目として、町内にポイ捨てされているごみには、コンビニの袋に入った弁当がら、あるいはペットボトル、空き缶が多くあります。そういったことから、例えば、町が行うクリーンキャンペーンに参加するなど、地域が行う環境美化活動に協力することがこの3点目で約束をされます。そして4点目、地球にやさしい推進協議会、5点目、行政の約束につきましては、スーパー

用と同じであります。

最後に商工会用の環境協定の内容であります。商工会につきましては、1点目で、加盟店に対し、レジ袋削減に向けた取り組みを推進されるよう働きかけることを約束し、2点目で、加盟店は、お客様に対し、レジ袋削減に向けた「声かけ」を徹底することを約束をされます。そして3点目、地球にやさしい推進協議会、4点目の行政の約束につきましては、同じ内容になっているところであります。

以上が、今回締結する環境協定の協定内容であります。この環境協定の内容につきましては、既に各店舗、団体ともに合意している内容であります。

なお今回、7店舗と1団体との環境協定の締結でございますが、今後、新しく店舗等ができましたら、都度、協議をさせていただきます。環境協定締結店舗を増加させますとともに、今回、賛同いただけなかった店舗につきましても、今後も協議を続け、参加いただけるよう呼びかけていく考えであります。

以上、端折った説明になりましたが、継続審査案件につきまして、前回の委員会以後の取り組み状況の報告とさせていただきます。以上です。

委員長 ただいま、報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 最初報告していただきましたISOにつきましては、前回委員会で私が申し出いたしまして、委員長の配慮により、理事者の方から資料を出していただきました。なかなか読んでもはっきりというか、結論的にはちゃんと実行されていて、印象のいいというか、また改善についても向上されているということですので、これにつきましてはまた見ておきたいと思っております。それとレジ袋についてなんですけども、協定書の中においてですね、各事業所のマイバッグの持参率の目標、パーセンテージが書かれております。また削減に向っての努力はされていくと思うんですけども、これの報告、実際に推進する中において実績等どういう形で、おそらく地球にやさしい環境の団体について掌握されていくとは思いますが、そういう実際の体制についてどういうふうにご検討されるのか、おうかがいしたいと思います。

環境対策課長 これにつきましては、食品スーパー側の方で期日を決められてマイバッグ持参率の調査をされます。その調査をされた結果について、地球にやさしい環境生活推進協議会のほうにその結果を報告され、また店舗でその数についても公表されるということで、いつその時期をやっていただけるかっていうのは、環境協定締結後ですね、詳細について詰めていくという状況です。

委員長 他に。 吉野委員。

吉野委員 一生懸命お店を回っていただいたようで、大変ご苦労さんだったと思います。積極的にやっておられることを大変ありがたいと思っはいますが、協定をしない理由を、その会社の方針ということもあるのではということで終わっておられるんですけども、実際に協定をしない理由の一番大きなものは感じとしては何ですか、感じとしては。

環境対策課長 レジ袋の削減については、環境協定を締結するまでもなく、事業者で、会社をあげて取り組んでいるということでもあります。レジ袋を有料化にするという環境協定であれば積極的に参加したいといったことで、どこの自治体ともレジ袋削減については、辞退をさせていただいているといったことで、斑鳩町だけちょっと特別扱いするわけにはいかないということで、その辺何回か交渉させていただいたんですけども、削減に向けては、ちょっと、すでにやっているのということが一番大きな理由でありました。

吉野委員 私どもは、こうして会議の機会でこのように丁寧に説明を受けてよく分かるんですけども、普通の、一般の住民さん方は、ここまでわかるということは、なかなか難しいことだろうと思います。また、広報しても活字を全然読まない人もおりますし、なかなか住民さんに協定の状況を説明するのは難しいだろうと思います。お客さんの側から見た場合ですね、協定しているお店と協定していないお店と見分ける場合はなんですかね、一般的に言って。例えば生協、コープとか、西友行きますと、ちゃんとレジの人が袋いりますか、いりませんかと先に言ってくれますね、それしか判断する材料ないんで

すか、客側から、ありましたら。

環境対策
課長 環境協定を締結しているか、していないかのお客さんからの判断ですけれども、当然環境協定については書面で行いますので、その書面をおそらくその店舗の方で掲示をされるというふうに思います。そういったところで、ここは斑鳩町と、また地球にやさしい生活推進協議会と環境協定が締結されているねんな、ということが分かると思いますし、町の方も環境協定を締結している店舗は積極的に支援をしていくと約束してますので、当然広報紙などで、この店舗とは環境協定締結してますよというお知らせをしますので、そのあたりで、消費者の方は判断していただくということになると思います。

委員長 他に委員さんの方で。 飯高委員。

飯高委員 今の吉野委員の質問からですね、やはりこれは住民さんに対して当然周知を徹底して町全体がですね、していく上においてですね、周知の内容なんですけども、広報等でされるということなんですけども。特にやはり目に見える形でやっているということが、実感的に湧くような広報の仕方、例えば店にこういったレジ袋の削減に対して協定を結び、やっていくというポスターなんかを貼り出してですね、やはり皆さんが見て協力しようじゃないかというような雰囲気ですね、出すような、そういった広報の仕方が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

環境対策
課長 当然、当町と事業者が共同して取り組んでいるということがわかるように、斑鳩町で共通したポスターを作成して、それを各店舗で掲示をしていただく予定にしております。また、先ほど説明をいたしました「レジ袋不要カード」につきましても、斑鳩町で共通したカードを作って、それを各店舗に設置をしていただこうと、どの店に行っても同じ不要カードがあって、業者と行政が連携して取り組んでるねんなということが、消費者にわかるような啓発をしていこうというふうに考えています。

飯高委員 それとですね、地球にやさしい生活推進協議会というのが、これから発足

されてるんですけども、これから何回か協議会を開かれるとは思っています。その中において、このメンバーですか、が中心に推進されていくということの中においてですね、やはり事業者にも当然協力いただいておりますので、その協議会の中に、例えば事業者の代表者が出席いただいておりますので、ご意見等賜るといった形はあるんですか。

環境対策課長 マイバッグ持参推進サポーターの時も、各点店舗の店長さんと意見交換会をさせていただいたことがございます。当然この協議会になりましても、そういったことを継続してやっていくという意思表示はされているところがあります。

委員長 他に。 辻委員。

辻委員 このマイバッグの推進っていうのは、これで進めてもらうというのが一番大事だと思いますけども。特になんか催しで、子ども会とかなんかで、おやつ配るのに、袋をよく、ビニール袋されて、おやつ入れてされますけども、なかなか子どもさん持って帰るのが難しいと思いますけども、この辺も今後やっぱりちょっと、これも大事ですけども、第二段としてそういうこともいっぺん考えてもろても、推進が子ども会とか自治会とかいろんな団体に催しでこうされるときに、その辺もちょっと今後推進していくということで、これも大事ですけども、やっぱりそういう団体にもこういうことをしてますよという内容のPRもしていただくということでお願いしておきます。

委員長 という要望でございますので、また、マイバッグサポーターの皆様方にもそういう問題についても考えていこうということで、また問題提議をしていただけたらというふうに思います。あと、委員皆さんの方でございませつか。

(な し)

委員長 辻委員。

辻委員

それとマイバッグは直接関係ないですけども、バイオマスタウン構想ということでされてますけども、今日朝テレビで見てたら、斑鳩町は生ごみの堆肥化ということでされてますけども、北海道で生ごみをメタンガスに変える、ここにも書いてますけども、それを今度燃料として発電をされるという取り組みもされているということで、それで何千世帯という電気をされているということで、まあその辺もちょっと、それと、あそこは畜産業者がかなり多いということで、その畜産業者の排出物をメタンガスに変えてされると、それがほとんど国からと県からの補助ということでテレビで報道されました。なかなか、よそから見学者も多いということでされてます。そしてその辺も、ここには消化液とか書いてますけども、その辺も今後バイオマスタウンする中で、その辺も勉強していただくということで、ちょっと要望で結構です。

委員長

ただ今、そういう要望がございました。また検討していただきたいと思えます。他によろしいですか。

すいません。そしたら私の方から1点お尋ねしたいんですが、このレジ袋削減についてのこの環境協定、細かく店舗の性質に合わせて3種類の協定を結んだという、大変ご苦労いただいたんだなというふうに感心をさせていただきましたが、ただ、残念なことに締結をしていただけなかった事業所もあるということなんですが、今回ですね、斑鳩町で年1回行われるサミットをするために100万円の予算計上までしているという状況の中で、そのサミットがどんな事業になるのかっていうイメージが私自身湧かないんですが、あまり。ただね、今回協定に締結にまで至らなかった事業者さんなどが、こういったサミットを開く時に、何らかの形で参加などもしていただけるのかどうか、ということとかですね。それとか斑鳩町が取り組むいろいろなごみ問題、環境問題取り組む時にも締結は結んでいないけれども、そういうことについて協力をしていただけるのかどうか、締結までいかなかったけれども、そこら辺のお話をさせていただいているのかな、どうかなということが気になりますので、その点。それと、サミットの形態がよくわからないんですが、それらのご協力についてどんなふうに考えたらいいのかっていうことをお尋ねしたいと思います。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

まず、1点目の環境協定に締結をしなかったスーパーについての取り組みであります。環境協定、書面での締結はしておりませんが、当町の趣旨も十分理解していただいております。これまでもスーパーの店頭をお借りして、マイバッグ持参キャンペーンあるいは持参率の調査も、平成18年から継続してやっておりました。そういったことも、今後もどんどん店頭を使ってキャンペーンをやっていただいてもいいということも聞いてます。ポスターを作成されるんやったら、それは貼らせてもらいますよというお約束もさせていただいております。ただ書面での環境協定だけは締結をできないということで、それ以外の協力はすべてさせていただくというふうに聞いております。

それと自治体サミットでありますけども、自治体サミットにつきましては、基本的に初日につきましては、住民の方々、また各種団体の方々を対象とした講演会も予定をしております。当然、このテーマがレジ袋削減となりましたら、そういった町内の事業所さんにも参加を促す、参加をしていただくというふうに計画をしております。

委員長

わかりました。締結は結ばなかったけれども、それらの事業所さんもすべて協力的ではないということではないと、理解をしていただいて協力はしていただけるというような状況であるという、そういう私も認識を持っておきたいと思います。

それでは、他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長

他にご意見などもないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

続きまして、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) ふれあい交流センターいきいきの里喫茶室の業者変更について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、ふれあい交流センターいきいきの里喫茶室の業者変更につきまして、ご報告いたします。ふれあい交流センターいきいきの里の喫茶室につきましては、開館以来、株式会社シンエイフードにお願いしておりましたが、シンエイフードより辞めたい旨のお話がございます、3月31日をもって撤退されることになりました。

4月1日からは、斑鳩町神南にございます、社会福祉法人・萌の障害福祉サービス事業所「らそら」に営業していただくことが決まりました。

なお、利用者の方には、ご不便をおかけしますけども、厨房機器の入れ替え等のため、3月31日は喫茶室を臨時休業させていただいて、4月1日からは新しい事業所のらそらさんに営業していただくことが決まりました。以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、なにか質疑、意見があればお受けいたしますが。辻委員。

辻委員 これ予算書を見たら、生き生きプラザはたぶん12万だったかと思えます、使用料が。そしてふれあい交流センターの使用料が18万か、今ちょっと資料持っていませんけれど、ありますけどもね。同じ団体な感じですのでね、面積もいろいろあると思えますけども、この18万円というのは、かなり高いような気がしますので、その辺の考え方を、予算はあがってますけども、その辺の考え方をすみませんけれども。

委員長 家賃というのか、使用料ですね。施設使用料をこれまでとどうなのかということだと思えますが。佐藤福祉課長。

福祉課長 今、辻委員も言っていただきました、当然、生き生きプラザの方で同じような作業所で喫茶室を運営していただけてますんで、当然それを参考にさせていただいて、決めさせていただくような形になります。それで予算書につきましては、時期的なもので反映できなかったのもので、以前のままさせていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

辻委員 せっかく、そういう方がされますので、その辺予算の18万は高い、月な
んぼかわかりませんが、されてますので、そういう団体と同じような考
え方と、また面積的もありますので、その辺も十分考慮しながら、配慮よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他に、なにかございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(2)白石畑への車の運行について、理事
者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 白石畑への車の運行につきまして、ご報告いたします。

白石畑自治会から、コミュニティバスは朝夕各一便しかなく、特に高齢者
の方の公共施設等の利用で、昼間の時間帯でワゴン車の定期的な運行をお願
ひしたいとのご要望がございました。町といたしましては、白石畑地域は、
市街地から離れている山間へき地で、町内で唯一、法律上、辺地に指定され
た地域であり、他の地域と比べて特に交通不便地であるため、斑鳩町社会福
祉協議会にお願ひし、現在、4月実施に向け、調整していただいております。

なお、運行内容等につきましては、地元と協議される予定でございます。
以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま、報告のあった件につきまして、なにか質疑、意見がありました
らお受けいたします。いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 当然、無料ですよ。

福祉課長 その予定でございます。

委員長 他に、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（３）斑鳩町次世代育成支援後期行動計画について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは、報告事項（３）の斑鳩町次世代育成支援後期行動計画について報告させていただきます。

昨年９月の当委員会では後期行動計画の見直しをするために、子ども・子育てを取り巻く現状と課題・住民のニーズ等を問いかけた、アンケート調査の集計を報告させていただきました。

このアンケート調査をもとに、福祉課、健康対策課を中心に、教育委員会、企画財政課等１０課で構成をしている作業部会で、各事業の進捗状況を見据えて、新規事業や廃止事業の見直し作業を行い、今年１月２７日に第２回目の次世代育成支援地域協議会で、後期計画の素案をお示しいたして、さまざまな意見をいただきました。

その後、再度役場内作業部会で、整理をいたし、今回計画書（案）として、報告をさせていただきます。なお、３日後の３月１８日に最終の協議会の開催を行い、そこで承認をいただいて県に報告をする予定でございます。

この計画の目的は、現在、急速な少子化が進んでいるなか、少子化に歯止めをかけるため、国においては、重点課題として、次年度より子ども手当や高校の授業料の無料化などの施策を展開し、少子化の流れを変えるための取り組みが進められようとしております。

町といたしましても、少子化対策として幼稚園・保育園施設の充実や、早朝・延長保育の実施はもとより、生き生きプラザ斑鳩での地域子育て支援センター事業の充実、子どもの虐待防止のための要保護児童対策地域協議会の設置、また、共稼ぎ家庭支援のための学童保育室の増築、そして幼児２人同乗用自転車購入費の助成をはじめ、医療福祉では、来年度から中学生までの医療費の無料化、母子保健での妊婦一般健康審査の１５回助成、新型インフルエンザ予防摂取の中学３年生までの無料実施など、前期計画をもとに少子化のための様々な施策を展開し、次世代を担う子どもたちが安心・安全にく

らせる町づくりを進めてまいっております。

このことを踏まえながら、後期計画を作成いたしました。

まず、計画書（案）でございますが、かなりの量になっておりますので、要点を絞って説明させていただきます。

まず目次を見てください。1章から5章の構成になっております。それでは、目次の中で、第1章では計画策定の趣旨、計画の期間、策定方法、第2章では現状と課題、第3章では計画のテーマと基本方針、第4章では施策の展開、第5章では推進体制となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。計画策定の趣旨でございます。

我が国において、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成17年に「1.26」と過去最低水準となりました。その後、平成20年の合計特殊出生率は「1.37」となり回復傾向を示してはいるものの、依然として少子化問題は深刻な状況にあります。平成22年度からの5年間を計画期間とする後期計画では、これまで5年間の変化を踏まえて実態を振り返るとともに、見直すべきところを明確にして将来を見据えた今後5年間の計画といたします。また、ワークライフバランス、いわゆる仕事と生活の調和の実現を踏まえ、すべての子どもや子育て家庭に配慮したサービス基盤を充実するとともに、住民、事業所と行政が一体となって子育てを支援し、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりをめざすために、「後期行動計画」を策定いたします。次のページの計画の性格としては、第3次斑鳩町総合計画等と調和をとった計画といたします。計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画とします。策定方法としましては、高校生までの子どもをもつ子育て家庭にアンケート調査を行ない、その結果をもとに、次世代育成支援地域協議会と役場内関係各課からなる作業部会において策定をいたしました。

次に、第2章現況と課題でございます。6ページの人口構造の推移の表をご覧ください。2段目の年少人口は、昭和60年の6,299人構成比で23.3%から平成17年の3,839人構成比13.8%まで減少しつつあります。逆に、高齢人口は昭和60年時2,500人で構成比9.2%でしたが、平成17年には5,477人で構成比19.7%と、人数で2.2倍になっています。7ページの少子高齢化の推移の図をご覧ください。平成12年の少

し前から年少人口と高齢人口が逆転していることが分かります。

その下の、ひとりの女性が一生のあいだに産む子どもの数を表します、合計特殊出生率は、平成20年で全国平均で1.37、県が1.22、町が1.16と国・県より低位で推移していることが分かります。

8ページの世帯数の推移の表をご覧ください。一世帯あたりの人員が平成2年のときは、3.3人ですが、平成17年では2.7人に減少しており、核家族化の進行が進んでいることが分かります。

9ページをご覧ください。平成17年の女性の年齢別就業率を見ますと、全国平均に比べて低位であることが分かります。特に50歳台からは10ポイント以上低くなっております。10ページをご覧ください。0歳から11歳の児童数を見ましても、12歳から17歳までの児童数を見ましても年々減少していることがわかります。

続けて11ページでございます。町立保育園の児童数につきましては、表の5行目ですが、若干の増減を繰り返しておりますが安定した児童数で推移しております。そして、12ページでございます。一時預かり事業につきましては、全体として増加傾向にあると思われれます。そして13ページです。幼稚園の入園児童数を見ますと、5行目です。平成19年まで減少しておりましたが、20年度は増加しております。そして15ページをご覧ください。小学校の児童数につきましても、各学年によってばらつきはございますが、全体として16年度から減少しております。そして隣のページの、学童保育室の状況につきましても、年々利用者が増加しております。

次に18ページから22ページの母子保健事業につきましては、母子健康手帳や子育て教室、訪問事業、各種検診事業の充実を図り、妊娠期から安心して子どもを生み、育児ができる体制づくりを進めております。

そして23ページは福祉施設マップ図、児童にかかわる施設でございます。その中で役場の上のところに斑鳩町文化財活用センターが抜けております。これはまた校正させていただきます。

そして24ページから40ページまでのアンケート調査の結果につきましては、9月委員会で説明させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

次に41ページの分類別の課題をご覧ください。まず(1)地域における子

育ての支援では、アンケート調査の結果からも子育てサービスにおける認知度が低いサービスがあり、わかりやすい広報やホームページの作成など伝達方法の検討や相談相手としては、公的機関より身近な知人・友人が多いことから近所の親同士の結びつきを重視した、グループ作りを検討していく必要があります。

次に(2)親と子の健康の確保及び増進では、保健センター、学校、保健所、各種医療機関が連携して乳幼児期から学童期、思春期へと続く生涯発達支援に立ったサービス提供体制の検討や、正しい性教育の啓発や、食育の推進、妊娠から出産、育児期間の相談体制の充実、小児医療の充実について検討していく必要があります。

そして(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備につきましては、最近では、性や暴力などの過激な情報が子ども達に伝わる機会が多くなってきています。また、そのことが一つの原因となった、青少年犯罪が多発していることから、これらの有害情報への行政・企業・住民が一体となった協力体制の検討や、子どもたちの主体性を大切にされた地域活動を地域が一体となってプログラム等をつくり、ひと作りを進める必要があります。

(4)の子育てを支援する生活環境の整備につきましては、安全な遊び場の確保や授乳、オムツ替えなどの空間の確保が足りない現状から、子育て支援の観点に立ったまちづくりの考えを普及させる必要もあります。

(5)の職業生活と家庭生活との両立の推進につきましては、子育て家庭に配慮した働き方の見直しとして、残業時間の短縮や育児休業の取得、職場復帰の状況改善等の事業所への啓発、男女共同参画社会にむけた住民啓発の検討が必要と思われます。

(6)の子ども等の安全の確保では、子どもが被害を受ける犯罪が全国的に増加していることから、警察や学校だけでなく、地域と一体となった見守り体制や、子ども自身が自分のことは自分で守る護身の意識や方法や安全な地域作りに向けた施策の検討が必要です。

(7)の要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進につきましては、県下において、本当に悲惨な虐待事件や虐待に関する相談件数が増加していることから、虐待防止のための身近な相談窓口や、地域での見守りなど、地域と各関係機関が一体となった体制づくりが必要です。また、障害児に対

する要望や相談に対する身近な相談体制の検討も必要です。

以上から、斑鳩町における今後5年間の次世代育成支援にかかる重点課題を大きく6つに集約をいたしました。

まず(1)家庭・保護者の育児と教育の支援、(2)安全で健全な社会環境の整備、(3)住民による自主的な活動や交流の促進、(4)多様な子育て支援サービスの確保、(5)事業所等との連携、(6)若者の自立促進と就労支援、を重点課題としての位置付けを行いました。

次に、45ページからは、第3章の計画のテーマと、47ページの4つの基本方針につきましては、前期計画と変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。51ページからは、第4章 施策の展開でございます。事業の説明につきましては、後期計画で新規に上げました事業を紹介させていただきます。

55ページをご覧ください。新規事業は事業名の前に二重丸がついております。まず、地域子育て支援センターでございます。平成20年9月より生き生きプラザ斑鳩内において、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育て家庭などに対する臨床心理士による育児相談や子育て支援講座の開催を行っております。

56ページでございます。事業名の一番上にありますつどいの広場は、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や情報の提供を行っております。21年度12月末までの利用者数は5,911人で一日平均31人と多くの方にご利用いただいております。

そして事業番号11番の双子クラブ、多胎児を持つ保護者同士の交流・育児不安の軽減を図っております。そして57ページでございます。事業番号17番のマタニティーキーホルダー配布は、保健センターにおいて、妊産婦自身が母親としての自覚を高め、また、周囲の人が妊産婦に対して配慮できるよう、キーホルダーを配布しております。

次に59ページをご覧ください。経済的支援の取り組みといたしまして、一番上の子ども手当であります。今年度は月額13,000円になります。

そして64ページまでとんでいただきます。主な事業の一番下にあります、事業番号59番の次世代育成支援対策推進法の周知としましては、前期

計画では、従業員数301人以上の企業に対してのみ行動計画策定義務が課されていましたが、今回の法改正により23年度より101人以上の企業までハードルが下げられたことによりまして、町内にも対象企業があることから、その企業への啓発や情報提供、情報交換を図ってまいります。

そして65ページでございます。下から2番目にあります、先ほど申しました幼児2人同乗用自転車購入費補助事業でございます。

そして67ページをご覧ください。下から3番目にあります事業番号77番の30人学級につきましても、小学校は小学3年生まで、中学校は1年生まで実施し、基礎学力や基本的学習・生活習慣の定着を図ってまいります。そして学校評価制度、外国語指導助手の配置も新規事業でございます。

そして次に69ページをご覧ください。一番上でございます。学校安全ボランティアでございます。そして事業名の一番下でございます、要保護児童対策地域協議会でございます。平成20年4月より児童虐待防止のために、奈良県中央こども家庭相談センターや中和福祉事務所等、13団体よりなります斑鳩町要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、虐待の早期発見・早期対応のために、関係機関の連携・協力体制の充実を図ってまいります。

そして71ページでございます。97番目の斑鳩町文化財活用センターの充実。国史跡藤ノ木古墳をはじめとする斑鳩の文化財の調査研究および保存を行い、文化財の対する理解を深めるため、文化財活用センターの充実を図るということと、98番目の放課後子ども教室、小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象者に、放課後に安全・安心な子どもの活動拠点、いわゆる居場所づくりを提供し、さらに地域の方々に支援を得て、社会性や創造性を養い、子どもの健全な育成を目指します。

以上で、新規事業の説明をいたしました。追加事業や新規事業として24事業を追加掲載し、総数で前期計画より7事業多い106の事業をもって後期計画を推進してまいりたいと考えております。

次に75ページから77ページまでをご覧ください。数値目標につきましては、今申し上げた106事業の中から40事業に目標値を設定し、行動計画の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。進捗状況につきましては、毎年、当協議会に報告させていただくと共に、町のホームページを通して公表をいたします。

そして最後 79 ページでございます。最後に第 5 章、推進体制につきましては、行政の役割、関係機関・団体等との推進体制、住民参加の促進、計画の進捗状況の管理・評価等について、前期計画と変更はございません。

以上で、斑鳩町次世代育成支援後期行動計画の説明とさせていただきます。

委員長

以上、報告をいただきました。本日いただいたばかりで、なかなか目も十分通しきれないかとは思いますが、先ほど参事からの報告のとおり、18日には最終決定をされていくという中で、議員みなさまのほうにも何かご意見なりがございましたら、お受け、また協議会のほうにも持って行っていただけたらということもございまして、そしてまた、新任の議員みなさまにおかれましては、前期計画を策定した時にはいらっしゃらなかったということもありますので、今回あえて報告を、後期計画ではしていただこうと、いうことで、本日、報告をいただきました。ただ今報告ありました件で、何かお尋ねになりたいことがありましたら、お受けいたしますが。いかがでしょうか。小林委員。

小林委員

その他でちょっと聞こうかなと思っていたんですが、ここに資料がいろいろ上がっておりますので、子育て支援についてお聞きしたいんですけども。課題について 41 ページにほうに書いてあるんですけども、やはり 28 ページのほうを見させていただいたら、乳幼児健診の事業を 4.7%の人が知らないという状況ですし、周知のほうは課題かなとわかるんですけども。21 ページの健診のほうの受診率を見させていただきましたら、やはり各乳幼児健診に対して受診されていない子どもがいるということなんですけれども。桜井市の事件を受けて、今年度中にと言いますか、桜井市の人口規模で今月中に受けておられない方に対しての調査をされるということなんですけれども。桜井市より人口の少ない斑鳩町では、どういう状況になるのかなというふうなことを思いましたので、この場で、状況についてお聞かせ願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

健康対策

平成 21 年度の 2 月末現在でございますけれども、乳幼児健診につしまし

課長

では、受診されておらない方は24人おられました。そのうち、訪問、電話、予防接種へ行かれたとか、保健センターでご相談に来られたとか、転出された方、そういった方たちを除きまして、おふたりの方が確認ができないということでした。そこのお家へ行かせていただきますと、住所を置いているけれども、そこにはお住まいはなかったという方がふたりおられまして、結果的には、乳児健診全員の方すべて把握をしております。

それで、1歳6ヶ月健診でございますが、これも同じ2月末現在で、23名の方が未受診でございました。これも同じように、訪問、電話、そして予防接種等で確認をいたしておりますが、同じく一人の方につきましては、住所は置いているけれども、そこにはお住まいはなかったということで、1歳6ヶ月健診につきましてもすべて把握をしております。

3歳児健診につきましては、同じくすべての方を把握しておりまして、未受診の方は18人おりまして、訪問、電話、そして予防接種等で確認で、すべての方を把握しております。以上が今年度2月末現在の状況でございます。

委員長

不幸な事件も県内で起きたということで、ご心配いただいた委員からの質問でしたけれども、何か他に。 辻委員。

辻委員

もうひとつ、今、小林委員と関連がありますけれども、75ページの乳幼児健康診査、これ実績88と書いていますけれども、現状がね。目標95と書いていますけれども、これはできたら、100%健診率というのを上げてほしいかなと思いますけれども。それと予防接種かって、いろいろ状況はありますけれども、乳幼児が100%、児童生徒が90%と、これも数値的にできたら、目標やから100に近い数字というのが理想かなと。特に先ほど言いましたように、乳幼児の健康診査については100%を目標にということで、目標を、そのようにお願いしたいなと思います。

委員長

今、非常に難しいことを要望としてあげられたと思いますが。行政としては100%だとは思いますが、その間に転出があったり、どこで人口数を捉えて、どこで実際に健診を受けられた実数をとるかで、もう、まあ言うた

ら、絶対100%というのは、今の話を聞いていたら無理なんかなという気はするんですけどもね。でも、委員のご意見としては、町の目標としては100%だという気構えでやっていただきたいということですので、そのへんについても、また担当のほうで一度、数字の置き方の検討をしていただけたらというふうに思います。他に。 飯高委員。

飯高委員 一般質問でも、いろいろ質問させていただきました。前期計画を踏まえて、残りの30%を含めた形の中で計画を進められると。当町におきましては、やはり子育て支援の策をたくさんしていただいていると思います。児童福祉、また福祉医療とか、そういった母子保健についても、たくさんの政策をしていただいて、するんですけども、やはり、こないだもアンケートを取る中で、一般質問でも申し上げましたように、経済的負担が大きいということになっております。どこにこういう政策を打って行って、なおかつ、経済的負担が多いという声上がるというのは、そのへんの細かい点を今後捉えていただきたいなと思います。その中で、もう1点は、子どもの安全に対する不安というのが増幅されているなと思います。整備もされているんですけども、やはり、実際に当町の地域を見ますと、やはり歩道が狭い、また段差、そういった子どもを育てる中において、環境がまだ整備されていないというご意見がたくさんありましてですね、ひとつひとつ、それをできる範囲と、できない、また中・長期的に見てですね、できる範囲と、できない範囲があるんですけども、ひとつひとつ不安を取り除く作業というのが今後必要になってくるんだと思います。やはり、やっているのにもかかわらず、結果として出てきていない、しかし、ここまでやっているという、ひとつの方向性も必要になってくるんじゃないかなと。そういうことで、保護者の方もやはり町としてはここまでやっていただいている、だけれども完結はされていないという方向の中で、安心もされるということから、子育て支援に対しましては他の事業とも兼ね合いがございまして、やはり関係、所管の課に対しまして積極的に働きかけていただいて、そのへんを、前向きに捉えていただけていただきたいと思います。今日はざっと、まだ数分の間で見させていただく中においてですね、委員長から18日までということですので、もうちょっと前にこれが出てきたら、もうちょっと細かく見

させていただいて、何かあれば、その内容について言いたいことがあれば、変更していただくという期間も必要になるんだとは思いますが、あと3日ということではなかなか。だけれども、委員長のご配慮で、こういう形で、もしか意見があれば訂正できる範囲は訂正できるということによっていただいていますので、ちょっと見ていきまして、何かあれば、よろしく願いしたいと思います。これは思いだけで。

委員長

そうですね、また計画を行う、そして、その計画の実施状況を踏まえながら、今後やっていっていただくということになっていくと思います。

私も少し1点、はっきり言って要望なんですけど、この計画の42ページにございます、4番目としてあげられています「子育てを支援する生活環境の整備」、その2点目ですね、「授乳やおむつ替えの設備が求められている」とここに書いてありながら、実は、転入など小さい子どもさんを連れて、役場へ手続きをしに来られた方々が、子どもさんのおむつを替えるにも替える場所がなかなかないし、皆さんの見ている前の椅子の上で替えるというのも、見られる側も嫌だし、見るほうも逆に気を遣ってしまうということもあって。私、この間ですね、1階の元々組合室だったところが、組合が北庁舎へ移って、あそこをどんなふうにするのかと、いったん、記者室とか何とか聞いていたんですけども、日常的にほとんどあの部屋が使われていないということにおきましてね、ひとつ提案としては、役場に来られて、手続きが長引いたりするような、小さい子どもさんを連れてきた方々が、そこで授乳やおむつ替えをしたり、子どもが機嫌が悪くて泣き出したりしたら、その機嫌をなだめたりするのに使えるような部屋に開放していただけないかなと、ずっと思っておったところ、この計画では、こういうふうな具体的にも文言も出ておりますし、今の施設というのは、そういうふうなものがどこでも求められる施設ですので、やっぱり公共施設、役場本庁がそういうことをやるべきであろうというふうに思いますので、その方向について、いかがでしょうか。

総務部長

以前の組合室ですけれども、ほとんど使っておられないとおっしゃっていますけれども、現在、例えば税務課や国保医療課の滞納相談があります、これについては、非常に個人情報に関わってまいりますし、その相談時間、相

当長くなってまいります。と言いますのは、分納誓約等々ございます。また生活相談があります。生活相談についても非常に時間かかりますし、個人情報ということで、これについてもこの部屋を利用いたしております。また各課、非常に最近、苦情も多いですし、その苦情のときの対処として、この部屋を使っております。そうしたなかで、町としては、今、委員長がおっしゃいましたように、授乳室またはおむつ替えの場所は当然、必要になってこようかと思っております。今現在、いかるがホールにおきまして、事務室におきまして、授乳を必要とされるお客様につきましては、「申し出ていただければ、空いている部屋にご案内します」ということで表示をいたしております、大きな看板を立てて。当面、そのように対処させていただいて、住民課の総合窓口、または福祉課のところにそれをかけさせていただいて、申し出があれば、空いている会議室を使っていただくと。もし1階で空いていなかったら2階のほうにも会議室がございますので、そこらで当面对処をさせていただきたいと考えておりますので。そこらで不便のないように対処していきたいと思っております。

委員長

できるだけ、そういうふうな看板を立てて啓発をし、利用者の利便性を図るというふうにご答弁いただきましたので、割合、比較的気軽に使えるような感じで開放してあげたら、より使いやすいかなと思っておりますので、当面そういうところから始めていただきまして、さらに検討していただけたらと思います。

それと同じページの一番最後なんですけど、「子ども等の安全の確保」というふうになっておりまして、犯罪被害のことにつきましても「暗い場所などでの」という文言もございます。先日から、自治会連合会との懇談をしたり、また一般質問であったりのなかで、防犯灯の問題、これを街灯とするのか、防犯灯とするのかでまた、いろいろ意見もあったように思うんですが、これらの防犯灯の扱いの問題等についても、今後の課題として、ぜひともやっていっていただきたいと思っております。これは担当課にはならないんですが、この計画の中でのことですので、総務部長もいらっしゃいますので、今後ちょっと懸案事項として、また、こういう視点をもって防犯灯の設置というものを考えていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

他に、今、飯高委員もおっしゃいましたけれども、この計画を進めていく中で、私達としてはいろんな意見を申し上げることもできますが、18日にこの計画が最終で協議会のほうで計画として取りまとめられる仕上がりは18日に決定をするということがございますので、その間にもし何か不足があったり、分からない、もうちょっと明確なほうがいいなというご意見があれば、また担当課のほうに言っていただいて、また最終のとりまとめを出されたあと、協議会のほうで協議をしていただいて最終決まっていこうと思いますので、委員の皆さんもこれ十分読んでいただいて、何かございましたら、おっしゃっていただいたらいいかと思います。

ただ、現状でなにか質疑があればお受けしておきます。 吉野委員。

吉野委員 人口の増減というのは大きな要素だろうと思いますが、こういう行動計画、いろいろな計画がありますけども。どこの町でも、自治体でもそうなんですけども、人口の増減に関しては、みなさん、予想は大幅にはずれて減少のほうになっているはずなんです。斑鳩町も、3万2千人ぐらいという計画だったのが、これで見ると現在は2万8千人前後となっております、私も役場に来るたびに、階段の横の世帯数、人口のところ睨んで見て、ノートに写したりしていくんですけども。ここの8ページの表にあるとおり、世帯数はそれほど減っていないと、あるいは増えている状況。この状況で、意外と、斑鳩町の明るい兆しがここに出ているんじゃないかと私は思っております。このごろ、町内のあちこちを歩く機会がありまして、各地に行きますと、新しい住宅が次々にできております。若いご夫婦、子どもさんの声も賑やかに聞こえたりして、ここが世帯数が増えている原因じゃないのかなと思っております。私どもの地区は古い地区ですので、高齢の方が夫婦で2人住んでいた人達が、一人が病気になったり死んだりして、子どもさんに引き取られて、どこかへ行ってしまうという例もありますけれども。どんどんと斑鳩町に越して、住む方が増えているということは、本当にうれしいことだなと思えます。先日、新聞を見ておりましたら、各奈良県下の市町村の人口推移の表が出ておりました、斑鳩町は町村部ではだんとつに増えておりました。実際に、8ページの表は平成17年までのあれですので、その後の世帯数の推移などもできれば書いておかないことには、この意味がないんじゃないかなと、人

口に関してはですね。それをできれば付け加えていただきたいというのと。私のほうは当然当たり前、斑鳩町の町会議員ですし、ここに集まっておられる方は町職員さんですから、よその地区のことは別として、まず斑鳩町がよそよりも良くなることを根本に考えなければならない。つまり、差別化、よそよりはうちはこれだけいいんだよということを、差別化、区別化をけっこう大っぴらに主張して、斑鳩町さえ人口が減らなければいいという、こういう態度でも別に構わないと思うんですよ。そのなかで、ひとつ、こないだ定例議会でも質問させてもらいました。奈良県下の児童生徒の体力が全国で最下位、それから逆に暴力事件とかそういうものも同じく全く下のほうにあるということの、斑鳩町と奈良県下の数字の違い、私、一覧表を教育委員会さんからいただきましたけれども、斑鳩町はどうなのかと、斑鳩町はよその自治体とは違うんだと。斑鳩町は、子どもさんの暴力やいじめ、いじめは小学校もゼロですから、これもいい兆しじゃないかなと私は思っているんです。そういう、奈良新聞の見出しでは「体力大なら、暴力小」とこういう見出しで、極端にいい捉え方をしているなと思います。そのへん等もこの表の中には出てこないのかどうか。子どものことですから、次世代育成支援後期行動計画ですから、斑鳩町はこういうふうな状況なのだ、だからこういうふうにやっていくんだという理想であってもいいし、目標値があっても然るべきでないかなと、私は思います。

あともう1点、里川委員長さんも言うておられました、それから飯高委員さんも言うておられましたけれども、子育ての環境が整っていないと。全く斑鳩町、ここは厚生常任委員会ですから、このことだけ言うていけばいいのかもしれないけれども、道路の関係なんかで、特に環境が整っていないと、私は思います。他の委員さんもおっしゃっていましたが、自転車の3人乗りの補助するんだ、だけれども、自転車で本当に斑鳩町を安心して歩けるような自転車道というか、歩道があるかと言ったら、まあこれほど整っていない自治体というのも、それほどあるものじゃないかというくらい、かなり問題があると思います。先日、私、直に要望されたんですけれども、「あんた、斑鳩町の役場の人か」と言われて、「まあそうですが」と言ったら、役場の前の歩道の段差がかなり国道のほうに傾いているわけです。そこで、3人乗りの若いお母さんが子ども2人乗せて転びました。危なく車にひかれ

そうになっておりました。それは、歩道が国道側にかなり傾斜がきついですよね。そのお母さん、足を着こうとした、高いほうに足を着こうとしたけれども、子どもが2人乗っておりますものですから、低いほうに足を着いてしまった。そのためにバランスが崩れて、自転車がひっくり返って、子どもさん2人とも道路のほうに投げ出されてしまって、そこを車がすぐそばを通過っていったと。こういう状況があって、それについて歩道は道路側にこれほど傾斜があつていいのかと、「一回研究せい」と言われまして、「わかりました」と言つて、今日できれば国交省などへ行きます、これは国道ですから、質問させてもらいたいと思つているんですけれども。整備が整つていない、数字はこうして出てきますけれども、現況をきちんとつかまえて次の世代にもつていくという、そういう姿勢が大事ではないかなと思つます。斑鳩町はいろんないい施策をされていると思つます。それは大変いいことですし、新しい世帯が増えているということは大変いい兆しが見えているわけですから、これを応援するというのは、行政あるいは町議会の最大の目標であらうと思つます。で、二度言いますけれども、よそここは違うという差別化、区別化というものは、自治体として当然必要であらうと思つますので、行政のほうとしてもここは大いに考えていただきたいと思います。以上です。

委員長 今、非常にいろいろおっしゃっていただきましたので、どこまで答弁をいただけるものかと、私も聞いておつて難しいと思つたんですが。

町長からいただけますか。 小城町長。

町長 最初の世帯数が増えていくというのは、見方によつて、世帯数が増えるということは高齢化が進んでいる。やはり、もう核家族ですから、出て行きますから。新しく家が建つていくから、人口が増えていくということには限つてこないと思つます、やっぱり異動がありますから。そういうことを考えますと、斑鳩町はなんで世帯数が増えているかと申しますと、やはり高齢化率がますます高くなつている、一家にお父さんとお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんという子どもはなしに、おじいちゃん、おばあちゃんだけがおられるか、あるいはもう一人家族でおられるか、また空家もございますから。

そういうことを考えますと、一番問題は出生率そのものが県平均よりも低い。現状から考えますとね。やっぱりそういうことも十分睨んでいかんといけませんし、当初は、やっぱり斑鳩町の場合は、電化が進みまして、この北口・南口が、北口ができて、それから以後は非常に人口急増化になってまいりまして、昭和39年、42、3年にそういうときに人口急増ということできた。そういうことでトータル的に考えますと、将来人口はやっぱり3万から3万2千ということのお示しをしておりますけれども、現状はもう2万8千人から2万7千人あるいは2万6千と下がっていくと。奈良県下でも140万人を割っていますから、そういうふうな現状は目に見えております。ただまあ、どこの町も自分の町を誇りとして、自信を持って進めていくのは、これは当然のことですから。そのために議会の皆様のご意見を十分に聞きながら、そしてやっぱり住民の声を反映していく、これが我々の使命ですから。そういうことが斑鳩町でできるということは、やっぱりそれだけの財政等を十分勘案しながら、そういうことができるということは、ありがたい話であって、やっぱり議会の皆様方のご協力・ご支援があるからこそ、我々ができるわけです。役場の前の道の関係でも、以前亡くなられましたけれども大谷助役さんが、この前を右折化しようということで、かなり用地を協力していただくのも難しい中で、やっぱり協力してもらって、一番早く、前の関係等については右折レーンを設けていただいたこともございますし。やっぱりそういう点では、さきほど飯高委員も指摘されましたように、交通安全対策というのは、かなりこの25号線でも、当初は皆さん方分かっていただくように、昭和47年に建設省あるいは今の奈良県の幹線対策はですね、もう25号線では歩道が設置ができへんと、交通安全対策ができへんから、この郡山・斑鳩・王寺線というこの斑鳩バイパスが発表されたんです。これ以後が、斑鳩町にとっては大きないろんな問題があったと、私は思っております。やっぱり反対・賛成等、議論を交わしながら遅れてきたわけですから。ようやく400mが、6m50の歩道ができてですね、これから延伸しようというときに、いろいろ皆さん方が積極的にやってほしいというご要望でですね、皆が斑鳩町民がこぞって、そうことでやればいいですけどもね、なお一層反対のこともございますから。そういう遅れは十分にあると思います。仮に、郡山・斑鳩・王寺線が完全にできておったら、この庁舎でも、あるいは、そ

ういものが向こうのほうに替わっていたかも知れませんし。そういうひとつの背景というのは、時代の流れというのか、そういうことを理解をしていただかなかつたら、これから、私は、安全・安心ということを考える中で、皆さん方の用地協力をいただけるならば、我々としては、安全対策、国道25号線も測量に入っておりますし、みなさん方おっしゃっていただくように、できるだけやっぱり測量をしながら、住民また所有者のご理解をいただいて、できるところから歩道設置を求めていくというのが、我々の、今、担当課等力を合わせながらやっておりますし、そういうことを踏まえていただいて、吉野議員さんはいろいろとお客さんから小言を言われますけれども、今、一番問題はですね、何でもかんでも、こけたら、どこかが悪いということ、欠点を聞きますけれども、昔は、私はですね、やっぱりこけたけれども、結局、自分が不注意していたと、そういう点は自分で反省されたことなんです。今こけたら、誰かが「何でこけはりましたん」と、「いや道路がちょっと下がってた」というようなことになってますけれども。そういうことも注意しなかったらね、私はやっぱり、これから安全と安心は守りますけれども、バリアフリーやから、もう勝手に歩いてたら地面すれすれやから事故はないねんということではない。やっぱり階段があつたら階段で注意しなければいけませんし、そういうこともこれから一番大きな日本の問題だと私は思っておりますし、行政としても、これからやっぱり住民の方々が安心していけるということは分かっておりますけれども、そこに段差があれば、段差があつたところは注意していただくということも踏まえていただくということが一番大事ではないかと思っております。

吉野委員 おっしゃられたことはよくわかります。自己責任とかそういうこともあるだろうと思えますけれども。高齢化になりますと傾斜というのが、かなりきついと、ある程度以上きついと、なかなかみてみないと分からないものですけれども、このごろ私感じているんですけれども。それから自転車などの場合は、歩道というものは、裾地でも平らなものでなければならぬと私は思っております。そのへんを国交省に行って話してきたいと思っております。

もう1点私が強く言ったのは、児童・生徒の奈良県と全国の数値の問題、

それから奈良県の中で斑鳩町の児童・生徒の数値を出したら、この3つ、3者をここへ出したら意外とインパクトがあるんじゃないかなと。ここで、斑鳩町のほうが良ければ、奈良県下では斑鳩町はいいんだぞということを示すことは、やっぱり必要なことじゃないかと思うのですが。「体力大なら、暴力小」ということをテーマとして、こちらへんで付け加えてもらったら、おもしろいんじゃないかなと思ったりするんですけども、その点はどうですかね。

町 長

今、吉野委員がおっしゃるように、体力が悪いなかで、暴力事件が少ないと、これは、私はやっぱり、申告あるいはそういうことがあれば、やっぱり載ってきますけれども、なかったらゼロですから。今、奈良県下でも、ああいう桜井市の問題が起こったら、やっぱり県は虐待された関係で健康診査を受けていない、そういう方が7件あったということが出てくる訳です。また今質問されて21件ありますけれども、担当は全て掌握していますということになる訳ですから。そういうことが平生からちゃんとできておいたら、私はこういう問題は起こらない。しかし、桜井の問題にしたって、付近の方々はかなりおっしゃっている、桜井にも言っている、県にも言っていると。こういうことは必ず日常茶飯事で起こっている訳です。山本病院でも、以前から県には申し出ていたんです。県は対応していないんです。それで起こってしまってから、結局、院長逮捕とか、いろんなことがありますけれども。あんなん、大和脳外科病院から山本病院が買ったという時点から、あの病院は大変やろということは、皆さんおっしゃっているわけです。だけど、そういうことがなかなかできないということにやっぱり問題があるんです。隠そうじゃないけれども、やっぱり、大げさにしてはいけないということで。起こってしまったことは、マスコミに書かれたら、何してたんやと、行政はもっと真剣に取り組まんないかなあかんやないかと、こうなるとまいますから。吉野委員がおっしゃるように、暴力が少ないということを書くことがいいのか、悪いのか、これも大きな問題だと思いますし、皆さん方、斑鳩町でよく言われるのは、「斑鳩町はいいとこでんな、何もありませんな」と言われますけれども、現実にはないことはないんです、やっぱりあるんです。やっぱり児童施設へ、中央相談所へ連絡とって、そこに世話になっている方もございますから、何も全くないということはないですから。そういうこともないように

一生懸命取り組んでいこうという姿勢を持っていただくことが、我々にとっては、一番いいんじゃないかと思っています。

委員長 何につけましてもですね、計画をしていただき、こういうふういろいろな目標をあげたり、いろんなことが書かれているなかで、進捗管理をやったりきちっとしていただくことが、少しでもこの計画を実現していく方向をやったり追求しながら進捗管理をしていただくということが大事かなというふうに思いますので、またその後の進捗管理、協議会の開催など、きちっとやっていただきたいと思います。また、どうしても気になる点などがございましたら、委員会後も、また申し出ていただきましたら、担当のほうと一度、協議をしてみますので、委員さんのほうで何かございましたら、お出してください。そうしたら、この件について、終わらせていただいても、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そういたしましたら、ここには書いてございませんが、その他の報告事項というのがございましたら、お受けいたしますが。

清水福祉課参事。

福祉課参事 1点ご報告がございます。先に、委員皆様には通知をさせていただいておりますが、保育園の卒園式と入園式の日程でございます。

卒園式は3月25日、木曜日の9時30分からでございます。そして、入園式は4月2日金曜日の同じく9時30分からでございます。委員皆様には、年度末、そして年度始め、何かとお忙しい中恐縮でございますが、出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 今、担当からは所管になります、議会からは来賓ということになります。所管の当委員会の委員の皆様には、また、是非ご出席いただけたらと思います。続きまして、その他に。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 生き生きプラザ斑鳩にあります現在の歩行浴室の時間帯の変更について
でございます。現在、歩行浴室は利用者が多く、好評を得ておりまして予約
できない方も出てきていることから、より多くの方にご利用いただくため
に、現在の利用区分は1日3回ですけれども、これを4回に増やす予定をさ
していただいております。なお、お知らせ版4月号に掲載をさせていただき
まして周知を図り、申込は5月からとし、2ヶ月前からの申込となっております
ことから、7月から利用区分を4回に変更する予定をしておりますので、よ
ろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ただ今、歩行浴室のことで報告をいただきました。何か委員のほうでお聞
きになりたいことがございますか。

(な し)

委員長 よろしいですか。また、周知のほう、きちっと、より分かりやすいように
やっていっていただきたいということ、お願いだけしておきます。
それでは以上で、各課報告事項について終わらせていただきます。

環境対策
課長 委員長

委員長 はい。栗本環境対策課長

環境対策
課長 さきほど付議議案の中で、特定家電の引取件数についてのご質問がござい
ましたが、件数がわかりましたので、この場でお答えさせていただきたいと
思います。まず、平成20年度でありますけれども、特定家庭用機器4品目
合わせまして40件の収集であります。21年度につきましては5品目で2
月末現在までで30件、町のほうで収集をしております。以上です。

委員長 思ったよりはありますね、件数。今後、デジタル化への移行について、
さらにどうなっていくか、不法投棄も含めて、またよろしく願いいたしま
す。

それでは、各課報告事項について、終わらせていただきます。

続きまして、4. その他についてですが、各委員より質疑等があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 高齢者の施設とかで、北海道の「とんでん」とかいう施設で、火事による死者が出たりしたんですけれども、斑鳩町では、こういう施設などの状況、高齢者の命にかかわるような状況というのは、どこが管理というのか、調査されていますでしょうか。

福祉課長 北海道の火事の件ですけれども、斑鳩では、五百井にあります「陶の里・わかくさいかるが館」がグループホームで運営されておられます。ただ、あこにつきましては新規で建てられまして、鉄筋コンクリート造りで、北海道でしたら木造でストーブを使っておられたということでしたけれども、あそこはそういうのは使っておられなく、すべてエアコンでやっておられます。また補正のほうでも説明させていただきましたけれども、スプリンクラーの設置についても、今後実施されますので、ああいうことはないのかなと思っております。

吉野委員 火事があるたびに、高齢者の方が亡くなられるという状況が、日本全国どこでもそうなんですけれども。このへんもひとつ、行政としても注意していただきたいなと思います。火災報知器ですか、どういう具合に周知されていて、設置されているのか、そのへんも、これは厚生常任委員会かどうか分かりませんが、1回調べていただきまして。私、時間があれば、県下の各施設などを見学とか行っておりますけれども。デイサービスでもそうなんですけれども、デイサービスを受けている人達の間で会話が全然ないんですよ。みんなじっとして、その時間を耐えているという形で、斑鳩町はどうか、斑鳩町も何か所か行ってみますけれども。やはり、そういう所に通っている方たちが、生き生きと話したりしているのが、生きている値打ちだと思えるんですけれども。なかなかうまいことっていないのは、これどうしたらいいのかなと、私、個人としては思っているんですけれども。そういう、斑鳩町の職員さん方が、デイサービスの現場を見たりされているということ

がありますかね。

福祉課長 何度もということは、なかなか行けないんですけども、第二慈母園とか、先ほど言いました「わかくさいかるが館」には実際に行って、見させていただきました。それで、デイサービスで、皆さんが静かに座っておられるだけと今言われましたけれども、私が見た感じでは、そういうことではなく、特にデイサービスにつきましては、毎日施設に送り迎えされて、いろいろな行事もありますし、いろいろな、お正月だったら、お正月、雛祭りでしたら雛祭りの、そういう手作りでいろいろ作るとか、いろいろされておられますんで、そういう点では、皆さん楽しくやっておられたなという印象を持っております。以上です。

委員長 今の火災の問題ですが、保育所なんかでしたら、子どもさんが小さいということで頻繁に火災の場合などの避難訓練を、毎月ほどやっていただいております状況にあるように聞いているんです。これは斑鳩町の保育所ですので、町のほうもそういう指導を行っていると思うんですが。こういう老人施設ですね、監督官庁がどうなるのか、斑鳩町がそういう指導、行政指導をせんなあかんのか、県が指導せんなあかんのか、いろいろあると思うんですけどもね。県のほうが、そういう指導を行うのであれば、そういう火災など、防災関係のそういう避難訓練などの実績についてきちっと報告させるようにするとか、そういうことをまた町のほうから積極的に働きかけていただけたらと思いますので、また、よろしく願いしておきます。

他にその他についてなにかございませんでしょうか。

(な し)

委員長 私、1点だけ確認させてください。

学童保育室なんですけれども、学童保育室が21年度途中で3か所から5か所、5教室という形になりました。そして、その5教室になった分の補助基準というのは、年度途中であっても遡って5カ所の基準で交付をするというような考え方が国から示されてます。そして、国は、今度、22年度につ

いては補助基準を細かく何人から何人ならといくらという補助基準が4段階から6か7ぐらいに広げているんですね。ですから、斑鳩町の予算書を見ている中で、若干、これは22年度違ってくるのかなというふうには思っているんですが、またそういう国の動向も踏まえながら、どちらのほうを採用されるのか、基準額が採用されるのか、かかった経費のほうを採用されるのかということについては、まだ分からないと思うんですけども。一定、国からそれについてなにか報告はありましたでしょうか。

福祉課参
事

今委員長がおっしゃいました件については、まだ国・県のほうからは何もございません。ただ今の中で、学童保育、今現在の補助金のもらい方は、総支出額、例えば賃金とか光熱水費とか全てした分から学童保育利用料を引いた分、例えば1200万円かかったと。それとあと、学童保育室の規模・定員によってそれぞれの基準額が決まっております。来年度の予算でしたら、今5つという形で、西が1つ、中が2つ、東が2つという中でそれぞれの基準額を足した中で、それが例えば1千万と。では1千万と、1200万やったら、どちらをとるかという低いほうをとります。低いほうの3分の2が県からの補助金という、基本的な考え方は、来年度も変わりません。ただ、今、40人とか240万そこそこですが、それが今度上がるとか、そういうのがあるというのはちょっと聞いておりますが、まだ通知等は来ておりません。以上です。

委員長

36人から45人のクラスが一番302万6千円になるということで、一番そのクラス編成が理想だということで、国は基準額をそのように設けたということになっているようです。まだ国から示されてないということですので、今後そのへんにつきましても、私もそういう通知が来たら、きちっとお知らせしていただきたいと思いますが、もう1点、保育所が現在7段階で保育料を設定しているのが、今、国のほうで検討されているのが8段階での保育料の設定をしようというようなことが言われているということですので、これも私ども所管の重要事項ですのでね、また通知が来たら、そういう検討をするのに、ご報告をお願いしたいと思います。

他にございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りをいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、その他についても、終わらせていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前11時11分 閉会)

